

2025年2月5日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 岸田 光哉
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 渡邊 啓太
電 話 (075)935-6150

**株式会社牧野フライス製作所（証券コード：6135）取締役会から受領した要請書に対する
回答書提出に関するお知らせ**

当社は、2024年12月27日付「株式会社牧野フライス製作所（証券コード：6135）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、株式会社牧野フライス製作所（株式会社東京証券取引所プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）を当社の完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者の普通株式を公開買付けにより取得することを決定し、同日付けで、対象者に対して、本取引に関する意向表明書を提出いたしました。

これに関連して、2025年1月31日付で対象者取締役会より「当社取締役会から貴社取締役会に対する要請書」を受領しておりましたが、これに対して、本日付で、当社より回答書（添付をご参照ください。）を対象者取締役会に提出いたしました。また、その中で、対象者取締役会に対して、再々度、当社経営陣との直接の面談による説明の機会をいただくよう要望いたしましたので、その旨お知らせいたします。

以上

(添付)

2025年2月5日

株式会社牧野フライス製作所 取締役会 御中

ニデック株式会社

代表取締役社長執行役員 岸田 光哉

貴社取締役会から受領した要請書につきまして

この度、弊社は、貴社取締役会より、2025年1月31日付け「当社取締役会から貴社取締役会に対する要請書」(以下「本要請書」といいます。)を受領し、①弊社の貴社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の開始日を2025年5月9日まで延期すること、②本公開買付けの買付株式数の下限を貴社の総株主の議決権の3分の2に相当する数以上とすること、及び、③貴社とのアライアンスを検討するプレイヤー等が貴社を弊社の完全子会社とすることを目的とする一連の取引に係る提案(以下「本提案」といいます)と競合する提案を出すことを委縮させるかのような言動等を行わないことの3点についてのご要請(以下「本要請」といいます。)を受領致しました。

本要請は、本要請書に記載されているとおり、貴社が設置された特別委員会(以下「貴社特別委員会」といいます。)が、2025年1月15日付け「公開買付けの開始予定時期及び買付予定数に係る要望書」及び2025年1月22日付け「2025年1月17日付け貴社書簡に対する見解及び再度の要望について」を通じて弊社に対して要望された事項と全く同じものであるところ、貴社特別委員会の要望事項に関する弊社の認識及び理解は、弊社が貴社特別委員会に提出致しました2025年1月17日付け「貴委員会から受領した要望書につきまして」及び2025年1月27日付け「貴委員会から受領した再要望書につきまして」(以下、総称して「弊社書簡」といいます。)において、貴社特別委員会に対して既に詳細にご説明致しておりますので、貴社取締役会におかれましても、弊社書簡を改めてご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本要請書において、貴社取締役会は、弊社が、貴社特別委員会による上記③のご要望を「拒絶」する旨の回答をしたと理解している旨の記載がありますが、弊社書簡は、弊社の永守重信グローバルグループ代表の日経ビジネスインタビューにおける発言記事について、当該インタビュー時点における同代表の発言の意図につき貴社特別委員会が誤解されておられる懸念があったことから、当該意図を明確化したに過ぎません。すなわち、当該インタビューにおいては、日本企業が世界の競合との戦いに勝ち抜くためには貴社の高度な技術力が必要であると思料することから、そのためには本公開買付けをやりぬく覚悟が必要であるという弊社代表の意気込みが表されたものであり、弊社代表に他の事業会社が競合提案を出すことを委縮させる意図など全くなかった旨を、明確にご説明したものです。このように、弊社書簡は過去の時点の記事に関する貴社特別委員会の誤解を正したに過ぎず、上記③のご要望を「拒絶」する旨の回答を行った事実はありません。貴社取締役会におかれましては弊社書簡を偏見や先入観を持たれることなく、改めてご確認いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

また、繰り返しお伝え致しておりますとおり、弊社は、貴社代表取締役を含む経営陣の皆様と直接お会いする機会を早急に設けていただき、弊社の考えを更にご説明させていただくとともに、両社にとっての事業上の戦略についてのディスカッションをさせていただくことを強く希望致しておりますが、いかなる理由にてこれまでご了承頂いていないのでしょうか？その理由についてお聞かせ願えれば幸いです。経済産業省が 2023 年 8 月 31 日に策定した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下「本指針」といいます。）16 頁では「取締役会が「真摯な検討」を進める際には、買収提案についての追加的な情報を買収者から得つつ（中略）検討すること」が強く推奨されています。また、本指針において、「真摯な検討」を進める際には、「買収者が提示する買収価格や企業価値向上策と現経営陣が経営する場合の企業価値向上策を、定量的な観点から十分に比較検討することが望ましい」とされていますが（本指針 17 頁）、対象会社がかかる比較検討を行うためには、買収者から追加的な情報を積極的に得ることが不可欠であると考えられ、本指針の「買収提案を巡る検討・対話を進めるために必要な情報を買収者や対象会社が提供する」（本指針 17 頁）、「買収提案を検討・評価するために必要な情報を買収者が対象会社に提供する」（本指針 37 頁）といった記載も、対象会社が「真摯な検討」を進めるためには買収者から追加的な情報を積極的に得る必要があることを前提としたものであると理解しております。貴社取締役会におかれましては、本指針を踏まえ、本提案が貴社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるかという点について真摯に検討を進めていただくために、上記機会を早急に、また頻度を高く設けていただくことにつき、是非とも、前向きにご検討いただきますよう、改めまして、ここに強くお願い申し上げます。

以上

【勧誘規制】 本文書は、本公開買付けを一般に公表する目的で作成された発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本文書は、有価証券に係る購入申込みもしくは売却の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本文書（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来予測】 本文書にはニデック株式会社（以下「公開買付者」といいます。）、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する記載が含まれている場合があります。こうした記載は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の進展により変わる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する記載の現行化の義務を負うものではありません。本文書の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本文書中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を順守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)又は第14条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本文書に含まれる全ての財務情報は米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者（株式会社牧野フライス製作所）は米国外で設立された法人であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法を根拠としてこれらの者に対して権利行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

【その他の国】 国又は地域によっては、本文書の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。